

介護予防・日常生活支援総合事業（第1号事業）の
新規指定申請について

【介護予防・日常生活支援総合事業（第1号事業）の新規指定申請について】

介護予防・日常生活支援総合事業（第1号事業）の指定申請がありましたので、介護保険法第78条の2第7項の規定に基づき、指定の可否について意見を求める。

1. 申請法人

申請法人	合同会社 緑盛社
主たる事務所の所在地	米沢市徳町5番25-2号
代表者	今盛 智晴

2. 申請概要

サービスの種類	訪問型サービス
事業所名	ヘルパーステーションオリーブ
所在地	米沢市中田町926番地の1 Nビル2F
申請日	令和7年5月13日
事業開始（予定）日	令和7年7月15日
申請法人の適正	欠格事由に該当なし。

3. 事業計画への影響

第9期介護保険事業計画においては、新たに居宅介護サービスを整備することにより、被保険者の負担が大きくなるため、新たな整備については、その時点における本市を取り巻く状況を鑑み、慎重に取り扱うこととされている。

本市では令和6年度に1事業所が廃止となり、1事業所を新規指定した。令和7年6月30日現在、訪問型サービスは22事業所を指定しており、うち2事業所が休止中である。現状を踏まえると、本事業所の新規指定が事業計画に与える影響は少ないと思われる。

4. 書類審査

必要書類の提出を確認している。

5. 現地調査

同事業所は県指定の訪問介護事業所であり、指定基準は県指定の訪問介護と同様であることから、設備基準の現地調査は省略している。

【介護予防・日常生活支援総合事業（第1号事業）の廃止及び新規指定申請について】

「ケアセンターマロニエ」と「デイサービスひいらぎ」の運営法人の変更に伴い、新たに指定する予定であるので、介護保険法第78条の2第7項の規定に基づき意見を求める。

1. 運営法人の変更について

運営法人の変更に伴い、現在の運営法人での事業を廃止し、変更後の運営法人から指定申請を受ける。

【現在の運営法人】

法人名	株式会社 鈴木ファーム
主たる事務所の所在地	米沢市広幡町上小菅473番地
代表者氏名	鈴木 隆

【変更後の運営法人】

申請法人	社会福祉法人 幸春会
主たる事務所の所在地	米沢市徳町210番地1
代表者氏名	鈴木 百合子
申請法人の適正	欠格事由に該当なし。

【事業所詳細】

サービスの種類	訪問型サービス	通所型サービス
事業所名	ケアセンターマロニエ	デイサービスひいらぎ
事業所所在地	米沢市徳町210番地1	米沢市徳町210番地1
申請日	令和7年5月30日	令和7年5月30日
事業開始（希望）日	令和7年7月15日	令和7年7月15日

2. 事業計画への影響

運営法人のみ変更されることから、事業所数や定員等に変更はないため、介護保険事業計画への影響はない。

3. 書類審査

必要書類の提出を確認している。

4. 現地調査

上記事業所はそれぞれ県指定の訪問介護事業所と通所介護事業所であり、指定基準は県指定の通所介護、訪問介護と同様であることから、設備基準の現地調査は省略している。